

平成27年度第1回県立長野図書館協議会議事録

1 日時 平成27年7月29日(水) 14:00～16:00

2 場所 県立長野図書館第1会議室

3 出席者

<委員(五十音順)>

伊藤直子委員、小林いせ子委員、玉城司委員、森泉浩行委員、山口登委員
山崎久子委員

<長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課>

斎藤企画幹兼課長補佐兼総務係長、田中担当係長

<県立長野図書館>

平賀館長、山内企画幹兼次長兼総務課長、阿部企画協力課長、高橋資料情報課長、
町田専門幹兼資料係長、北原情報係長、町田主幹、関主査

4 会議次第

(1) 開会

(2) 館長あいさつ

(3) 職員紹介

(4) 会議事項

ア 平成27年度県立長野図書館事業について

イ その他

(5) 閉会

5 会議の概要

(山内次長)

本日は大変お暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

ただいまから、平成27年度第1回県立長野図書館協議会を始めたいと思います。

県立長野図書館の平賀館長からごあいさつを申し上げます。

(平賀館長)

平賀でございます。私は、この4月に県立図書館の館長として就任いたしました。これまでは伊那市立伊那図書館の館長を8年勤め、平成24年からは協議会委員として皆様の側に座って親しく議論させていただきました。よりよい信州の知の基盤としての図書館ができていったらいいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

(山内次長)

今日はお手元に大変たくさんの資料を用意いたしましたので、はじめに、資料の確認をさせていただきます。

一つは、「次第」のつづりでございます、次のページに今日の出席者名簿が添付されています。次に、「資料」というつづりですが、1枚めくっていただきますと、折り込みのA3版の資料が入っております。本日の協議会の議事の中では、この資料を使いご説明いたします。それから、先に、協議会の案内を申し上げた中に、黄緑色の「概要」をお持ちくださいというお知らせを申し上げました。その他、席次表と企画展の催しの案内が2枚ございます。

では、もう一度、「次第」のつづりをお願いしたいと思います。その次のページに、今日の出席者の一覧表がございます。

4月に県立長野図書館に人事異動があり、職員が一部代わっております。ここで、職員をご紹介申し上げます。

はじめに、企画協力課の阿部課長です。

(阿部課長)

企画協力課長の阿部智史と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(山内次長)

続きまして、資料情報課の高橋課長です。

(高橋課長)

資料情報課の高橋良和と申します。よろしくお願いします。

(山内次長)

続きまして、資料情報課の北原情報係長です。

(北原係長)

資料情報課情報係の北原です。よろしくお願いします。

(山内次長)

それから、総務課でこの協議会の庶務的な事項を担当します関主査です。

(関主査)

総務課の関美代と申します。よろしくお願いします。

(山内次長)

以上です。よろしくお願いいたします。

それから、本日は、教育委員会事務局文化財・生涯学習課から斎藤企画幹兼課長補佐ならびに総務係の田中担当係長に出席いただいていますので、ご紹介いたします。

(斎藤企画幹)

文化財・生涯学習課企画幹の斎藤と申します。よろしくお願いします。

(田中担当係長)

同じく、担当係長の田中と申します。よろしくお願いします。

(山内次長)

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行につきましては、玉城会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(玉城会長)

玉城です。よろしくお願いします。

平賀さんが新たに館長になられたわけですが、平賀館長はおそらく、民の発想を多分にお持ちなので、官の着実さと、民の自由な大胆さとをうまく合わせ、長野県の図書館が日本全国へ誇れるような図書館になっていただければ大変うれしく、自分たちの誇りになるのではないかと思います。建物は古いですが、中身が充実してくれば、ますます長野県に帰ってきたくなるし、また、ここでいろいろな情報が発信でき、あるいは受信できるのだというように変わっていきけるのではないかと思います。

それで、我々は何をするのかといいますと、忌たんのない意見を申し上げる。「民の発想、官の発想、両方ともいいのだけれども、それも違う」と、自由に申し上げていく。そのような会の方がいいのではないかと思います。私は意見を引き出すことが役目だと思っていますので、自由に意見を頂ければ大変ありがたいところです。よろしくお願いします。

それでは、今日の議題は、主に、平成 27 年度県立長野図書館の事業の進め方です。県立長野図書館からの説明を受けたあとに、委員の皆様から質問、意見を伺います。

では、説明をお願いします。

(平賀館長)

では、私の方からご説明いたします。

平成 27 年度も 4 か月が経過しましたがけれども、私の就任前に確定した予算・事業計画の枠の中ではありますが、去年まで皆さんと一緒に議論した図書館のあり方も踏まえ、同じことをやるにしても、一定の方向や思いを持ってやろうと職員とも議論をし、次第にそのようなニュアンスが出てきたかとは思っています。例えば、先ほどご覧いただいたような企画展示（注：開会に先立ち企画展示「信州 地図で読むふるさとの山一まち・ひと・くらし」を見学）にしても、単に図書館にある資料を展示して見せるということだけではなく、来た方、あるいは来ようと興味を持っていただける品質のものという点に心がけ、職員がやってくれています。

平成 27 年度の県立長野図書館事業の基本姿勢は、資料（「情報基盤社会の知の基盤としての県立長野図書館のイノベーション」）のタイトルにありますように、基本は「情報基盤社会の知の基盤として県立長野図書館がどのようになっていくべきか」という問題意識です。信州の情報、あるいは知ることの入口として、県立長野図書館がこうありたいということを計画していこうと考えています。

ご存じのとおり、今、公共図書館は大きな曲がり角にありますけれども、この「信州の情報あるいは知の入口として」ということの意味は、単にこの館の中にある本を使っただけではなく、地域の方、県民の方が何かを知ろうとしたときに、ここを入口とし、さまざまな情報にたどり着いていく、あるいは考えていくことができる場になりたいということです。

とは言いましても、特別にそのための予算があるわけではないので、今年、どのような切り口で取り組むのか。これについては資料にある2つの柱（「信州発“これからの公共図書館像”の発信」と「デジタル情報基盤の整備」）と4つの視点（「県内公共図書館への支援と連携」「情報発信の活性化と県民との連携」「デジタル情報化社会への対応、図書資料の活用促進」「デジタル情報の充実」）で進めたいと思っています。

ここで資料から離れますが、これからの図書館のあり方を考えるときに、三つの要素を考えなければいけないと思っています。一つは、「資料」です。どのような情報をどのような形で提供するのかという資料のこと。それからもう一つは、「人」のことです。どのような能力を持った人間がどのようなサービスをしていくのかという、人のあり方のこと。それから、「空間」です。この場所が、もう非常に老朽化していますが、新しい図書館の機能が必要であるならば、空間も変わらなければならない。今年度ということではなく、中期的なスパンで、「資料・人・空間」という視点で考えていく。それに合わせて予算も考えていく、ということになるかと思います。ちょっとそのような三つの軸で、先ほどの4つのことをとしたいと思います。

一つめの柱の「信州発“これからの公共図書館像”の発信」については、先ほど「信州の情報・知の入口」や「情報基盤社会の知の基盤」と言う方向性の話を申し上げましたけれども、今年は今までとは違う公共図書館像とは何ぞやということを広く議論をしていきたいと思っています。職員との間では、この4月から間にずいぶん時間を使いながら、いったいどうだったらいいかという議論を続けていますが、これをさらに広く、県内の公共図書館の皆さん、県外の有識者・専門家の方も含めて議論し、「これからの公共図書館はこうあったらいいよね」とくに「都道府県立図書館はこうあるべきなのではないか」という姿を模索していこうということです。

そのための視点の一つは、「県内公共図書館への支援と連携」です。支援と言うほど、県立図書館が県内の公共図書館にしてさしあげられるだけの能力があるわけではありませんけれども、皆さんが今、取り組んでいる素晴らしい点、あるいは困っている点、そのようなものを着実に拾い上げていく。それからそれに対し、一緒に考えていくということです。

そのような支援・連携としてまず「市町村巡回訪問相談の充実」があげてあります。これは御用聞きに行くのではなく、一緒に考えるというスタンスでいこう。あるいは、われわれがこれから、「これは素晴らしいよね」とその図書館で見つけた素晴らしいことを、広く県内の他の図書館あるいは全国の図書館に向けて発信していこうという立ち位置でやっていきます。

また、「市町村立図書館職員への研修と交流・情報交換」も必要です。今までも県立図書館あるいは図書館協会が、研修ということで階層別の研修や技能別の研修をやってまいりました。ただ、そのような座学、一方的に何かを教わる、知識を教わる、技能を教わるということだけではなく、今、実際に目の前に抱えている問題を一緒に考えて解いていくという形の研修、あるいは交流の機会をなんとか実現したい。のちほどまた両課長から、そのあたりの説明もあるかと思いますが、ともにつくっていく、現実の課題にチャレンジしていく、そのような研修交流の場をつくっていこうと思っています。また「関東甲信越静地区図書館地区別研修の開催」というものがあります。またのちほど阿部課長の方から案内申し上げますが、これも、今まで他の地区でやってきた研修とは違うアプローチのもの、これからの県立長野だからできること、あるいは、われわれの問題意識があるからできることということで今、プログラムを作って最終化してありますので、のちほど案内申し上げます。

次に、「“これからの公共図書館像”の視点の二つ目として「情報発信の活性化、県民との協働推進」を掲げてあります。

一つには「学校・大学図書館、県立歴史館、美術館等関係機関との協働による情報発信」があります。情報発信だけに限りません。例えば、学校については、今年度から学校図書館法が変わりまして、学校司書がきちんと法律の上で明らかになる存在となりました。8月11日に図書館協会の方で、そのシンポジウムが、この場で開催されます。ぜひ皆様にも、お時間があれば参加いただければと思いますが、学校での図書館の在り方も大きく変わってきています。今まで、どちらかというと、読書推進～「読書センターとしての図書館」と最近、言われていますが～を中心とした活動をしてきた学校図書館が学習支援。学習センターですね。それから情報センターを目指す。本だけではなく子どもたちが調べものをして、実際の課題を解いていくための情報を提供する。そして、その情報の使い方を教

える場所としての図書館を志向しようというようになっていきます。

この中で、先ほど申し上げた、信州の情報・知の入口たるべく、これからあろうとしている県立図書館も、そうした学校と一緒に物事を考えていかなければいけないと思います。とくに県立高校です。県立高校は、同じく県の組織にあります。一人ひとりの司書の皆さんが頑張っているわけですが、孤立無援、独りで一生懸命、頑張っている。そのような仲間たちと県立図書館が、なんとか交流、あるいは協働してやっていこうという、研修といいますか、ともに課題解決をしていく場をつくれば良いと思います。

それから、大学図書館、県立歴史館、美術館等関係機関との協働ということを考えています。今年度からちょっと企画を始めていることにこれは、今年度の実現ではないのですが、信州全体の情報の入口を持つという考えがあります。今、全国的にも、ナショナル・アーカイブをつくりましょう。日本の情報、知の情報を、誰でも見ることができる、誰でも使うことができる基盤をつくりましょうという動きです。これが、法制化に向けて今、動きはじめたところです。しかし、いきなり日本全体というような情報に触れても、われわれはなかなか興味を持ってそれを知ろうと思えないというのが実際のところかと思えます。そのような意味で、ナショナル・アーカイブの下に「長野県」「信州」という固まりで、実際の社会や自然とつながるところに情報の入口をつくらうというようなことをちょっと今、企画しています。

そうなりますと、この県立図書館の中にある図書資料だけではなく、歴史館にある古文書や博物、美術館の中にある美術品、あるいは、大学図書館が持っているリポジトリといいます、論文・研究というようなもの、いろいろなものがあります。あるいは、市町村の図書館が持っている貴重な資料。先ほど、下で見ていただいた高遠の資料などはそうですね。そのようなものの入口に、県立図書館がなりたいという思いがあります。今はそうした協議を始めるために、とりあえずは各館とのコミュニケーションを始めたということです。

あるいは図書館間の連携も課題です。長野市を一つ取りましても、長野市立図書館と県立長野図書館は2キロしか離れていないのですが、これまで、事業の内容についてともに話したことはなかったそうです。今回、5月に、市立図書館の川島館長のご厚意で、向こうへスタッフと一緒に訪問し、「これから一緒にいろいろなことを考えていこう」「長野市という範囲の中でも、いろいろな協働ができたらいいいね」というような話の、とりあえずスタートは切りました。

そのようなわけで、大学、博物館、美術館あるいは市町村の図書館との話し合いは、この4か月の間で徐々に始まってきています。信州大学も、附属図書館や総合情報センターとの話も始めたところです。

「関係機関との協働による情報発信」の他には、8月1日を予定していますが、「公式 FaceBook ページの開設」があります。「山に見える図書館—信州のまち・ひと・としょかん」というタイトルの FaceBook ページを始めます。今まで、各市町村の図書館を県立の職員が訪問し、その結果は県立図書館の中には蓄積されているのですが、外の方には見ていただくことができませんでした。今年からは「この図書館はこんな面白いことをやっているよ」「こんな先進的なことをやっているよ」「まさにこれからの図書館ってこうだよ」というようなものを皆さんに知っていただく場を県立図書館が用意しようという目論見です。しかもそれは、単に図書館の内向き話ではなく、今、地域課題解決型の図書館を志向しようという大きな流れがありますが、どのようなまちで、どのような図書館のどのような人が、どのようなことをやっているのかということ、われわれがある種、編集をし、「まち・ひと」というものの視点をしっかり持ったうえで紹介していこうということです。

次に二本目の柱が、「デジタル情報基盤の整備」です。

例えば、電子書籍が一般化していくという話は、まだそれほど急速に進む話ではないだろうとは思いますが。一方で、先ほど申し上げましたように、デジタルな形で見ることができる資料、古い資料ですね。アーカイブ。そのようなものは急速に充実してきています。長野県にも「信州デジくら」という仕組みがあります。長野県の中では「なんの役に立つの？」などと評価は低いのですが、外から見ると大変評価が高いのです。それはなぜかといいますと、古文書から本に至るまで、「デジタル化したものを自由にお使いください」という前提で公開をしているからです。そのように、長野県は実は他と比べて進んだところに立っているということもあります。そのようなものを活用しつつ、例えば、もう手に入ることはない所蔵している資料をデジタルにしていくというような作業もできるかと思えます。

例えば、お配りしたイベントのチラシに「発禁」と書いてある黒い紙があります。これは8月1日からの小さな企画展示ですけれども、県立長野図書館には、戦時体制下で政府から発行禁止あるいは

閲覧禁止扱いを受けた本についての記録というものが、実は詳細に残っていることがこの間わかりました。毎日毎日、発禁処分のお知らせを受け、1冊1冊の本が記録され、そこに図書館職員の確認印が押してある。「これを閲覧禁止・発行禁止扱いとする」ということを書き記した目録が、ノート9冊分あります。大正14年から昭和19年までの間の記録が残っていました。また、先ほど見ていただいた古い本の中には、検閲を受け、伏せ字で「xxx」と書いてあるような雑誌や、ページそのものが切り取られ、そこに「何ページ削除」という図書館職員の手書きの記録が残っているような本も、実はこの図書館には収蔵されています。

そのような展示をやるのですが、実はその、先ほど申し上げました目録9冊分を今、デジタルにしています。これを「デジくら」に載せようということを、同時に進めています。全国のどのような方にも、例えば、「戦争中にはこんな本が見られなかったのね」ということを実際に見ていただける状態をつくれるというのが、今の時代です。

そのようなわけで、「デジタル情報化社会への対応」とありますが、先ほどの展示のように地図と本を合わせて見ることができたり、地図と本と博物館を合わせて知ることができたり、非常に楽しい、間口の広い学びの用意も、図書館ができるのではないかと思います。そのような意味でわれわれは今年、なんとか着手したいと思っていることが三つあります。

一つは、「所蔵図書資料の再組織化」です。「再組織化」というのは、少し難しい言葉かもしれませんが、先ほど見ていただいたような古い資料は、実は閉架書庫の中に並んでおり、皆さんの目に触れることはありません。それから、今よく使われる資料と混在し、書架へ行くとわかるのですが、江戸時代の和書とつい最近発行されたものが隣り合わせで、分類的に並んでいるということが見られます。先ほど展示空間で見ていただいたように、この図書館の核となっている資料とは何かを一目で見ることがいつもはできない状態です。それをみなさんに分かりやすく見ていただけるような状態をつくりたい。

なんでもかんでも、図書館は「0」から「9」という図書分類で並べ直していますが、実は、例えば江戸時代や明治のものは、中を見る人は本当にごく一部の研究者でしかありません。ほとんどの人にとっては、読めなかったり、あっても意味のないものだったりするわけです。しかし、それが一つの本棚の中に並んでいると、その本棚が語ってくるものが必ずあるわけです。そのような意味で、今すでにある資料、この図書館のストックですね。これを皆さんの目にどのような形で触れていただくか。あるいはそこから何かを感じる機会をつくれるかという意味で、この「0」から「9」の分類一本やりで並べている資料の整理のしかたをどのように変えていったらいいのかを検討していきたいと思ったり、また、開架と閉架という問題がありますけれども、長いスパンで言えば、自由に見ていただける状況が作り出せれば本当は一番いいと思います。

それから二つ目、「所蔵図書資料のデジタル化の推進」。先ほど申し上げたような、他のところではデジタルにしていないようなものを、世界の皆さんに見ていただける状態にしよう。できれば、「自由に2次利用していいよ」というようなことです。先ほど下の視聴覚室で見ていただいたレプリカの地図がありましたけれども、あのようなものも、「自由に使っていいよ」という前提があればこそ、商品にしてみたり、あるいは多くの人に頒布されたりという機会が生まれるわけですので、そのような形でデジタルな形にしていくということが必要かと思ったり。

「デジタルメディア活用の支援」。今、この図書館自体が必ずしも、いろいろなデジタルな情報に触れられる環境ができていません。信濃毎日新聞などは、創刊号から今の分まで、すべて検索して見ていただくことができる体制になっています。ただ、その使い方がなかなかまだ、皆さん自由にできる力がない。そのような意味では、「このような資料もありますよ」「このような使い方をするといいですよ」というような情報メディアの使い方というようなことを、今、できる範囲でやっていければと思っています。

それから、「デジタル情報の充実」。二つあります。「商用データベースの整備」「デジタルメディアの整備」。例えば、デジタルデータベースには新聞があります。現在、この図書館では、あらゆるバージョンの地方版の信濃毎日新聞、あるいは地方版を含む全国紙を、永年保存を前提に、全部取っています。また、マイクロフィルムで毎年購入しています。さらに信濃毎日新聞については、デジタルで閲覧できるようにしています。すべての全国紙は、デジタルな形で簡単に記事検索ができる仕組みがあるのですが、私どもの図書館にはそれがありません。むしろ残念ながら、長野県内の先進的な市立図書館の方が積極的という現状です。より深く、より広い情報に触れていただくために、そのようなデータベースを、なんとか予算のやりくりをし、一つずつ増やしていきたいと思っています。

二つ目、「デジタルメディアの整備」。今ここで、例えばインターネットの閲覧をするといったときに、非常に制約が多いです。機械も限られています。これもまた県内の先進市立図書館の方が一歩先

に行っているところ。塩尻や伊那の図書館などはそうですが、子どもたちでも自由に触ることのできる機器で、より深い、興味の持てる資料に触れられる環境を整えています。そのような状況をこれから県内のいろいろな図書館に広げていかなければならないのだろう。あるいは、学校に広げていかなければならないのだろうと思いますが、県立図書館がそうではないのでは話になりませんので、こども着実に、今年もできるところから実現していきたいと思っています。

そのようなわけで、今年は、「情報基盤社会の知の基盤と言うに足る場所に、信州の情報の入口・知の入口と言うに足る場所にしていこう」というロングスパンの話の中で、まずは、「これからの公共図書館はどうだったらいかな」という議論を深めていこうということが、一つの柱。もう一つは、今求められている、本だけではない、さまざまな情報に触れる機会・能力・基盤、そういったものを、なんとか少しでも整えていこう。この二つを心掛けながらやってまいりたいと思います。

これはあくまで、今の図書館事業の中で、このようなことに意を払いつつやっていこうということです。何か急に、「デジタルだけ」など、そのようなことを言っているわけではありません。今の、本を買い、見ていただく、使っていただくという環境の中で、このような、これから向かわなければいけない方向を少しでも整えていこうということです。

その中で、来年度以降も引き続き、「資料・人・空間」ということを考えながら、これからの県立長野図書館を模索していこうというスタートが、今年です。

少し長くなりましたが、以上です。

(山内次長)

補足説明をさせていただきます。

(玉城会長)

お願いします。

(阿部課長)

引き続き、私の方から説明をさせていただきます。

A3の次の資料をご覧ください。「平成27年度 関東甲信越静地区図書館地区別研修概要」とあります。この研修会は、文部科学省からの委託を受けて行う研修で、公共図書館に勤務します司書を対象に、図書館に対するいろいろな課題等をテーマにして行う研修会です。県内および関東甲信越静地区から100人ぐらいが参加して行う研修会で、今年度、当館が主催で行う事業としては、大変、大きな事業ということになります。先ほど冒頭、館長から申し上げましたとおり、研修形態にいろいろな工夫をしてあります。

ご覧のとおり、4日間の日程で実施し、「地域における知の基盤づくり～これからの公共図書館の可能性～」 「協働・共創（MLA連携・市民協働・教育施設連携・学社融合）を軸に」を大きなテーマに掲げて実施したいと考えています。

一番メインのところですと、10月7日には、「MLA連携・学社協働の実践」ということで、「M」はミュージアム、「L」はライブラリー、「A」はアーカイブですが、図書館と博物館、美術館、歴史館、学校も含めました連携のあり方を研修します。松川村にあります安曇野ちひろ美術館と松川図書館の例を参考に研修をします。

10月8日は、公共図書館のデジタル化の関係で、資料のデジタル化に始まり、それに伴う地域住民への情報提供のしかた、そのデジタル資料を住民自身がどのように活用していくのかということについて、それぞれ実践をしている館の方の話、団体・企業の先進事例等を学んでいくという形になっています。

従来ですと、座学中心の研修という形に終始していたのですが、ご覧のとおり各日、最後にワークショップ、あるいは、パネルディスカッションを行い、参加した皆さんも一緒になって、これからの公共図書館を議論していくという形式を採っています。今までにない形式で開催していきたいということでございます。以上です。

(高橋課長)

では、続きまして、3ページ、4ページをご覧くださいと思います。先ほど見学していただきました『信州山の日』企画展です。地図を通し、信州のふるさとの山、くらしの変化をたどろうということで、8月16日まで開催しています。

5ページ、6ページをお願いします。夏休み特別企画「ナツのとしよかん開催！」ですが、「これからの情報の集め方・表現のしかた」について考えてみようということで、一つは、「図書館のウラガワを探検しよう」を8月4日から6日間にわたり、1日2回ずつ、主にバックヤードツアーになります

けれども、普段は入ることができない書庫や本の修理作業をしているところなどを見学してもらう内容です。当館には、1階や2階の図書室の開架で13万冊がありますけれども、閉架には、その4倍以上の55万冊があります。その閉架の書庫の状況等を見学することができます。

二つ目は、「新聞データベースで『我が家みんなの‘生年月日’新聞』をつくろう」です。これにつきましては、小学生とその保護者を対象とし、当館のパソコンから新聞のデータベースを利用して、その使い方を学んでいただき、オリジナルの新聞を作ってみるという内容で計画しています。

6ページの「日本の歴史をニュース番組にしよう」ですが、これにつきましては、小学5・6年生を対象に、日本の歴史まんがから、ある出来事を選んでいただき、それをニュース原稿に起こし、図書館を放送局に見立てて、アナウンスをすることで表現のしかたを学んでみましようということで計画をしています。

7ページですが、「戦後70年企画」の「発禁1925-1944 戦時体制下の図書館」ですが、8月1日から27日までの予定で計画しています。「当館の記録で見る『知る自由』」ということで、検閲の記録となった、『出版物差押通知接受簿』やその対象であった所蔵資料を展示します。また、あるものはデジタル化をし、図書館来館者だけではなく、広く多くの方に見ていただけるような形で整備していきたいと思えます。

以上、図書館の新しい利用方法や資料のデジタル化に関連しての企画展について紹介しました。

(山内次長)

この企画展に関しては、資料がお手元にございます。説明は以上です。

(玉城会長)

説明ありがとうございました。

ただいま、今年度の事業について説明いただきましたが、委員の皆様どこからでも結構ですので、質問・意見等をお聞きしたいと思います。

森泉さん、いかがですか。

(森泉委員)

はい。まず、平賀館長から説明をいただいた、二つの柱とその視点のところ、非常にありがたいと思ったことがありました。当然と言ったら当然なのでしょうけれども、平賀館長はもともと、市の公共図書館長をお勤めで、「県立もこうあってほしいな」ということをずっと申し上げていたのではないかと感じますし、市町村の図書館の視点も非常に大きく入っているのだろうということを感じています。

市町村の公共図書館と一緒に考えていただけるということは、非常に我々としてはありがたいと思っています。市町村の公共図書館の現状を見ますと、非常に多くの職員を非正規職員、臨時職員で占めていて、館長さえも職員でないという図書館がたくさんあります。市町村の正規職員の館長であっても、2年や3年で異動します。私も館長になったときに、どこを見ていったらいいのだろうか、どこを目指したらいいのだろうか、まったく見えていなかったということを非常に感じていました。やはり地域の図書館に元気がなければ、どれほど県立の図書館に頑張ってもらっても、県民の皆さんが恩恵にあずかれるのかなと感じています。目指す方向を一緒に考えてもらうというのはありがたいと思います。

私も館長になりたての頃に、小布施の図書館や伊那の図書館の背中を見ながら、自分の進むべきところはどこなのだろうかと、一生懸命追いかけていた時期がありました。地域の公共図書館の職員になった方からも、「館長たちは1年に1回でも集まって情報交換ができるからいいよね」という話を聞き、また「職員同士が情報交換をできる場がないから、なんとかしてほしい」ということも、図書館協会の総会の場でも言われたことがあります。

そのような中で、なかなか県内の公共図書館の職員が一堂に会したり、会って話をしたりすることは非常に難しいと感じてきたわけですが、県立の職員の方が地域の公共図書館の職員の方と話をしてくださることにより、その情報を持って、また違う図書館に行ってもらうと、ハブとなつていろいろな図書館がつながるのではないかと感じています。そのような意味で、市町村の公共図書館の中に入っただけということは、非常にありがたい話だということ強く感じています。一緒に目指す方向性や地域の独自性について、「自分たちがやっていることが間違っていないかな」ということも確認できるようなことができると非常に自信を持って進んでいける。そのような役割を県立の図書館がしてくれるということは、非常にありがたいと感じて聞いていました。

(玉城会長)

公共図書館の館長さんですので。

(森泉委員)

はい。そのようなことを感じて聞いていました。

(玉城会長)

次にどなたかどうですか。なければ森泉委員さんから右回りでご発言ください。

山口委員さん、お願いします。

(山口委員)

大変立派な県立図書館の計画を見せていただきました。第2回の会議には、ぜひ成果といいますか、その発表を期待したいと思います。以上です。

(平賀館長)

今、ちょうど木曾町の多目的施設を予定しており、新しい館長もこの間、公募で就任しました。そのような中でも先生がやっている資料等を生かしていくことに、図書館が関われるすべはないかという議論も、少し出ていましたので、県立も何か手伝いをしながら、そのようなことをご一緒させていただけばと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(玉城会長)

よろしいですか。

(山口委員)

実は木曾町の場合には、前々から図書館のことはずっと議論がありました。そこへ町村合併が行われたこともあり、なかなか首長さんの調整運営が難しいといいますが、バランスを常に考えながらやらなければいけないということで。そこへもってきて今、「御料館」という名前をつけた建物ですが、その運営をやっている。見ていますと、それを全部やっているのが教育委員会なのです。担当しているのは職員2人でしょうか。ですから、あらゆることが全部そこへ集中してしまい、よく体がもっていると思うぐらいです。それで御料館はどちらかと言えば博物館的な部分が強く、図書館がありましたが、それぞれの持っている専門性といいますが、そのようなものについての基礎知識がないのです。町政に携わって、いろいろな部署を歩いてきた人間がやっているのだから、力はある職員だと思う。誰か助言をしてくれる人がいれば、力はあるのでやっていけるのだらうと思いますが、そこが誰もいない。そのあたりが大変、はたで見ていてやきもきします。

(平賀館長)

そのような意味では、ぜひ山口さんの知恵を借りながら、何らかの助言ができるようなことがあればいいと思いますけれども。

(玉城会長)

では、山崎委員さん、どうですか。

(山崎委員)

よろしくをお願いします。

この前、一度参観し、今日もとても楽しみにしておりました。まず山の展示。非常に興味深く拝見しました。実は、つい最近、学校行事で登山を行ったばかりです。先週、唐松岳という白馬の奥の方へ行きましたが、大雨で大変でした。登山という行事は、だいたい中学2年であるのですけれども、そのためにいろいろと本もそろえ、まずは勉強しようとしたのですが、なかなか本がないのです。「唐松岳」という本は、本当に1冊か2冊しかなく、地形の勉強や動植物の勉強などをしたうえで登ってきたわけですが、本当に本が少ないという印象でした。1階の入口のところの展示がとても面白く、上から見渡せるということで、中学生は本当に、あのようなものがあれば喜ぶのではないかと思います。ただ、この図書館に中学生がどのくらい来ているのかということも、調査はしていないのですけれども、だいたい市立図書館には行くとは思いますが、中学生にもぜひ見てもらいたいところなんです。樽も展示してありますし、目で見てわかる展示で、企画としてとてもいいのではないかと思います。

中学生の中にも大変図書館に興味のある生徒、本に興味のある生徒が大勢いますので、ぜひ子どもたちにも紹介したいと思いました。

(玉城会長)

8月16日までの企画展です。

(平賀館長)

夏休みなのでぜひ。

(玉城会長)

夏休みなので、皆さんぜひ。

(平賀館長)

1階の地図は、しばらくあのまま置いておきますので。

(山崎会長)

そうですか。はい。

(平賀館長)

もしよろしければ、ご案内をお願いします。

(山崎委員)

そうですね。はい。わかりました。

(平賀館長)

やはり、資料を買うお金も長野市立図書館の半分以下しかありませんので、子ども達含め、幅広く資料に触れようと思えば、むしろ子どもにとってみれば市立図書館なのだろうと思いますが、その中でもあのようなものを用意しながら、また違った情報への触れ方のような機会にできればと思います。

閉架書庫の中の資料も、中身を見るのではなくても、子どもたちが見て、「ああ、なるほど、百何十年前はこうだったの」などということ振り返るにはいいかと思いますので、ぜひ活用いただければと思います。

(山崎委員)

そうですね。はい。ありがとうございました。

(玉城会長)

小林委員さん、お願いします。

(小林委員)

今日は、「山の日」の、ロビーの企画を見せていただき、大変感心しました。昨年、ちょうど「山の日」の企画のときは、展示のしかたが見えなくて、私の方で少しくレームをつけた記憶があり、今年は非常に大規模になっており、それから展示のしかたも非常に興味を引くようなものになっており、大変面白く拝見しました。ロビーに置いてある大きな地図も、あそこを歩くことで登ったような気になるような効果もあるようで、大変楽しく拝見しました。

平賀館長さんとは協議委員で、本当に好きなことを言い合った仲ですので。そのようなこともあり、「平賀さんが、自分の向かっている方向に、これを持っていっていらっしゃるのだな」というように、今日は拝見しました。あの頃は2年前には、県立の立場をどのようなものに持っていくかということで、本当に緊急に1回集まり、協議をしたこともありまして。今日のこのイノベーションを見せていただき、「あっ、このようにしたいのか」と。

やはり今の時代ですので、いろいろなことを情報として取り入れながら皆さんに提供していくということは、非常に大事だと思うのです。図書購入費の減少で、全国44位の購入費ということは非常にちょっとショックでした。「これはなんとかならないのでしょうか」というところもありまして。これは市町村の図書館の役目かもしれませんが、赤ちゃんから高齢者まですべて読書という、図書というところへの興味のようなものを、県立の立場で薄れさせないような形で、県立から少しずつ下へおろしていくような、情報を提供したり、指導をしていただいたりしながら、そのようなところも少し、頑張っていたいただきたいと思います。

千曲市も、ここでまた市役所を改築しますので、また図書館の形も非常に変わるのではないかと思います。やはり知の基盤なのです。止めてはいけないところだと思いますので。今、見ていても、読書をする人としらない人、図書館を利用する人としらない人のギャップというものは非常に大きいです。このようなところも、なんとなく真ん中に持っていけるようなところの部分も検討していただければありがたいかと思っています。そのところもまた次の会議のときに、ちょっと出てきていただければありがたいかと思っています。以上です。

(玉城会長)

よろしいでしょうか。

(小林委員)

はい。

(玉城会長)

では、伊藤委員さん、お願いします。

(伊藤委員)

いろいろな資料のデジタル化というところの話を頂き、「時代はそのような方向に向いているのだな」ということを感じています。私自身もパソコンを使うことは、仕事上非常に多く、「そのような方向なのだよね」とは思うのですが。今の子どもさんたちは、パソコン教育が次第にされてきており、パソ

コンなどを抵抗なく使っていると思うのですけれども、年齢が上がってくると、私の世代でも主婦の方などは、なかなかパソコンが使えなかつたりします。20代ぐらいの方たちも、主婦層などだと、正規で働いていなかったお母さんたちがけっこうたくさんいらっしゃるのです。そうすると、やはりパソコンは学校で習った程度でほとんど使えない。実を言いますと、スマホは使えるのだけれどもパソコンは使えない、というような方がとても多いです。そのような方たちが気軽にデジタル化された資料が見られるような、何かそのような方策がとれば、もう少し図書館の資料なども身近なものになっていくのではないかと思いますので、スマホ対応なども考えていただけると、とてもありがたいと思いました。

(玉城会長)

いかがですか。

(平賀館長)

そうですね。本当にそのような意味では、何年前になるのでしょうか。ちょうど30年くらい前に、「DTP（デスクトップパブリッシング）の時代です」とアップル社のスティーブ・ジョブズが言いました。「誰でも、数字も文字も絵も写真も、自分で組み合わせて自分の表現ができる時代が来ましたよ」と言ってから30年、実は誰もそのようなことを教えてくれなかった。仕事でやった人は、そのことを手にしたのですけれども、「その30年、何をしていたのだろう」とすごく思うのです。

それで、いろいろな新しいメディアを用意することで、そのようなものを少しでもキャッチアップすると同時に、「あっ、知ることは楽しいのだな」と、そこからまた本へ行くというようないい循環が生まれればいいと思っています。お金がないので、一気にというわけにはいきませんが、今年度の中でも、本当に誰でも触れられるものというものを、なんとか用意していこうと思っています。

(玉城会長)

私も委員の1人として館長に伺いたいのですが、この大きな枠の中の2番の、「学校・大学図書館、県立図書館等との協働による情報発信」という大きな柱についてお話いただきました。県立高校との連携には触れられたと思うのですけれども、今、緊急の課題は、県立大学と図書館をどうするかということです。これは、同じ県立なのですが、行政区分が分かれているからできないのかという問題なのか、それとも聖域として大学というのは、僕らはもはや聖域ではないと思っているのですが、「聖域だから触れてはいけない」ということなのか。それを、あるいは、まったく考慮していないのか。いかがでしょうか。

(平賀館長)

今度設立される大学ですね。

(玉城会長)

県立大学の蔵書はこの図書館と同じレベルか、あるいは、県立図書館は古い図書を県立歴史館に動かしていますので、県立大学の方が蔵書が多いかもしれません。そのような資料の共有の方法、職員の共有の方法、それから建物の協働。ともに動かす方法。そして、考えていく時期。まさしくそのタイミングではないかというように、私は思っているのです。ところが、どうしてそれが出ないのだろうと大変不思議な思いで聞いていたのですけれども。大学が研究機関だということは、よくわかるのです。しかし、県立図書館が知の入口に立とうとしているときに、県立大学は知の入口ではないわけではないのです。やはり大学は、知の入口として立つのです。立地されるはずですが。したがって、「研究者しか入れないから、ほかのところはだめだ」という発想ではないと思うのです。そのとき、どのように県立図書館が関与できるのか、あるいは、できないのかということです。

(平賀館長)

どこまで具体的な計画になっているのか、私は存じ上げていないのですけれども。例えば県立高校も同様で、同じ教育委員会の中ですけれども、社会教育は社会教育、学校教育は学校教育ということで、粛々と今までのやり方をやってきた中で、職員は同じように採用した人が県立高校に行ったり、ここに来たりということはあったのですけれども、ここへ来て、「ちょっと人のキャリアパスその他について一緒に話をしましょう」ということで、この間も話が始まったのですけれども。当然、県立大学も同様だと、僕は思っているのです。ただ、今、どのような段階までその計画が進んでいるかは把握しておりませんでした。

(玉城会長)

できれば、県の方に働きかけていただきたいのです。

(平賀館長)

そうですね。

(玉城会長)

それは、「県立図書館も関与させてくれ」という形で。知の入口として大学、知の入口として図書館というものがあろうのだからということをやっただけ、それで風通しをよくすれば、ここの本を県立大学の学生にも活かします。それから、逆に、県立大学の図書館も、ここで活かされると思うのです。情報も含めて。

それができれば、本当に理想的な図書館になっていくし、大学も、単に、「開かれた」「開かれた」という言葉だけではなくて、「あっ、このように協働で動いているのだ」ということが、県というレベルの中で分かってくる。高校もちろんそうです。だけれども、大学もちょうどいいチャンスではないでしょうか。

例えば、この老朽化した図書館を建て替えることは、これだけでは無理かもしれません。もしかしたら、県は莫大なお金を持っているのかもしれない。私はそれを知りません。そうではなくて、県立大学でも使えるし、ここでも使える。そうすれば、学生もどんどん入ってこられる。それは、単なる理想なのだろうかと思いたすけれども、今のうちに声を上げておかないと。

(平賀館長)

そうですね。

(玉城会長)

大学ができてしまえば、ほとんど交流が厳しくなってくるので、ぜひ風通し良くというのですか、そのあたりをお願いします。

(平賀館長)

わかりました。私の盲点でした。県立高校の方は、私の方から、「今回の学校図書館法の改正に伴って、一緒に考えなければしょうがないでしょう」ということでお願いをして、同じテーブルに着いていただくようにしたのですが、県立大学はすっかり抜けていましたので、それはまたお節介をちょっとさせていただいて。

とくに今、大学の図書館の在り方というのは、実は公共図書館にとっても非常に勉強になる方向で変わってきています。いわゆるラーニング・コモンズという形で、一緒に学んでいく場、空間づくりが進んでいます。実は公共も同じテーマを抱えているともいえます。そのような取り組み方をしているところも増えてきていますので、ぜひ少し一緒に考えさせていただき、補い合える部分は補い合いつつと思います。

(玉城会長)

ほかに、いかがですか。はい、森泉委員。

(森泉委員)

今の県立高校との関係で、私もちょうど伺いたいと思っていて。実は市町村でも同じで、同じ教育委員会の傘下にいるのに、生涯学習と学校教育ということで、今も連絡会をやったりして交流はしているのだけれども、最終的には、やはり学校教育課の方での判断になってくるというようなことで、非常にもどかしい思いをしています。塩尻のように思いきって公共図書館の傘下にしてしまうという方法もあるのだろうとは思いますが、ただ、学校図書館のあり方をきちんと教育委員会として考える前にそのようなことをしてしまっているのかということも、一つある中で、もっと大きな組織の県のレベルで、今後どのようにしていく構想があるのかというようなことがあれば、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

また、やはり地元にある県立高校とも交流はしているのだけれども、言い方は失礼かもしれないけれども、内向きなのか。そこにいる司書の方が内向きになってしまうのではないか。やはり独り職場で、悩みを抱えても、なかなか発散するところもなかったりするときに、どこを頼っていくのだろう。県の教育委員会の担当者の方が非常に図書館に詳しく、そのようなことまでやったださっているのかどうかを私はまったくわかりませんが、市のレベルだと、まったくそのようなことをわからない人が担当しているのだから、そのあたりのところを。やはり学校図書館が目指して行く方向があるけれども、やはり臨時職員がうちはほとんどで、やろうと思っても、ふたをされてしまったりする場面が非常に多いと感じているので、そこをどのように今後やっていくかを、また参考にさせてもらえればと思っていますのだけれども。

(平賀館長)

今、県内では、塩尻市と駒ヶ根市が、公共図書館と学校図書館の人材を一体として運営をしている事例なのだけれども、そこにはそこのいろいろな苦労があって今、塩尻の伊東館長も「今年が本格的な始まりだ」ということで、一生懸命やっておられます。

この間も実は公共図書館との連携を教育委員会で少し議論をしたのですが、それぞれの地域、それ

それぞれの学校の在り方というものがありますから、「一律にこうしよう」という話ではないのですね。

「このやり方はいいよね」と、あるいは、先ほどお話した研修交流をしつつ、職員同士がいいものを感じ取るという機会をつくることで、「このような方向もあるよね」という場を少しでもつくっていきたいというようには思っています。「こうでなければならぬ」という話ではないので、みんなで、「ああ、あれはいいね。できたらあのようにもしたいね」と。

そのような意味では、司書さんも開いてもらう必要もありますし、学校も、「学校図書館は大事なもののなのだよ」と校長先生たちがしっかりと認めていただかなければいけないですし、そのあたりはうまく、県レベルの教育委員会とも議論しながら、校長先生方、司書教諭方々あるいは司書の方に何らかのアプローチが継続的にできるようになればいいと思います。まずは、ちょっとそのように一緒に議論をする場や一緒に考える場を用意したいと思います。

(山口委員)

ちょっといいですか。

(玉城会長)

どうぞ。

(山口委員)

先ほど、学校教育法が変わり、学校司書という職名といますか、なったというような話を私はまったく知らないのですが、職名が変わり、なんといますか、例えば教員と同じような、いわゆる教育職になったのですか、ならないのですか。

(平賀館長)

いいえ、教育職ではないです。図書館司書というものがそこにいるのだということが、初めて明らかにされただけです。

(山口委員)

私も高校の図書館は、かなり関わりを持ってきたのですが、一番の問題は何かと申しますと、学校司書の上司は事務長なのです。要するに事務職ですから。したがって、名簿の中で見ても、教育職のところには何もありません。そうすると、図書館の司書室のようなものがどこにもあって、そこに国語の先生や社会科の先生が図書館主任のような格好でいるわけですが、本当に司書の人は孤立しているのです。必ず事務長の了解を得なければ何もできない。これが私は一番ネックだと思う。明らかに、学校司書は、教育職だと私は思います。したがって、その改革をしない限り、学校の中でも孤立しています。

しかも、もっといけないことは、学校司書はかなりの人がいわゆる非正規なのです。きちんと司書の資格を持っているのだけれども、採用は臨時職員で、非常に不安定な身分です。そのあたりは、誰も教育委員会の高校教育課の中で考える人がいないのです。要するに、事務系の職種ですから。したがって、それを改革してくれる人がいないです。そのあたりを少しまた、ぜひどこかでそのような問題を提起しないと、本当に名前を替えただけではどうにもならないだろうと思います。

(平賀館長)

そうしたこともあり「教育委員会全体でも話をしよう」と働きかけはじめました。今、例えば諏訪清陵高校などは、情報センターとしての図書館ということ、もう明確に打ち出し、校長も、あるいは教科の先生方も、司書も一緒になって取り組んでいるという、非常にいい姿があったりします。それから、木曽青峰高校の司書さんなどはこのところ、伊那市立図書館がやっている社会教育のプログラムに積極的に参加をされていて、それを高校の中で子どもたちへのプログラムに反映させるというようなことをやりはじめています。

本当は高校の校長先生や、まわりの公共図書館が、「一緒にやろうよ」ということをしていただくことが一番いいかと。それを、「こんなすごいことをやっているよ」ということを、まずは県立図書館が皆に宣伝をして。と同時に、そのようなことを学ぶ場をなんとか用意していきたいと思っています。ぜひ先生方の方にも指導をいただければと思います。

(玉城会長)

まだ尽きないかもしれませんが、ほかにありますか。はい、小林委員。

(小林委員)

ちょっと今頃になってお聞きするのですが、「背景」のところに「所蔵図書資料のデジタル化の状況」ということで、「長野県」「新潟県」「東京都」とあります。長野県は始めたばかりのような気がするのですが、新潟県は「約3,000件」と書いてあります。長野県のまわりで、新潟県だけをお出しになり、他の県はどうなっているのでしょうか。

(平賀館長)

新潟県は新潟大学も含め、デジタルアーカイブ化を非常に熱心にやっているところなのです。そのような意味では、おそらくこれは熱心にやって、このような感じという例かな。長野県もそのような意味では、「信州デジくら」に、この5年間、一所懸命やってきたということだと思うので、これは全国的に見ても、ずぬけて多いわけではないかもしれませんが、いい方ではないかと。あと、やっているところでは、秋田が先駆的。あと、奈良や京都も有名ですか。

(小林委員)

失礼ですが、この数字と県名の出し方が、非常に曖昧な出し方をさせていただいてあるので、この三つは何なのかということをも最初に説明いただかないと、資料としてはちょっと納得できかねるようなことになってしまうのではないかと。

(平賀館長)

前の何かの資料にそのまま出てきたのかしら。

(小林委員)

それと、その上の、「ホームページアクセス数」の平成26年は、「リニューアルのため」ということで、この件数を書いてありますけれども、これはどのようなことなのでしょうか。

(高橋課長)

これは、平成25年度末に、県立長野図書館のホームページですけれども、組み立てを変え、リニューアルをしてアクセス数のカウントのしかたも変わったということで、25年度以前と単純な比較はできないので、25年度は8万2,000件、ちなみに26年度は、そのような事情があって極端に増えていきますけれども、単純には比較できません、という意味でこのような表示をしました。

(小林委員)

そうなのですね。

(高橋課長)

はい。

(小林委員)

それで毎年、協議会に出ていますけれども、この件につきましては初めて今回、見させていただきましたので、これはなんの比較なのかと思って非常に疑問に思ったものですから。安易にこのような数字や県名などをお出しになるときは、説明を頂きたいと思います。

(高橋課長)

承知いたしました。

(平賀館長)

わかりました。「概要」の方には毎年、数字が載っているようですが、その中で、「減少傾向だったものが、リニューアルをして、比較はできないけれども、件数がこうなっています」ということでした。

(高橋課長)

ちなみに、「図書館概要」では、11ページに、その29万8,000件というものが出てきて、トップページのアクセス件数ということになっています。

(玉城会長)

よろしいでしょうか。

では、次の議題の2に移りますが、何か事務局から説明がありますか。

(山内次長)

それでは1点、このA3の資料の一番左下のところに、「耐震化工事終了」と記載がありますが、今年5月に、一部を休館とさせていただき、県の建設部施設課で、この建物の耐震化工事を実施しました。この点をご報告しておきます。

(玉城会長)

事務局からはもうよろしいでしょうか。

(山内次長)

はい。

(玉城会長)

では、全体を通して、「その他」に入ってよろしいでしょうか。委員の皆様から、何か意見等は、先ほど「27年度県立長野図書館の事業について」も説明いただきましたし、質疑等があって回答いただきました。それ以外でも、あるいはそこの部分に若干戻っても良いのですが、何かありますか。今度は指名ということはやめますので、どなたか、おっしゃっていただきたいのですが。

私の方から1点よろしいでしょうか。

最近懸念している問題で、情報化も含めてのことなのですが、ある本が出版され、その被害者・加害者という関係上にある被害者の方は、その本を出版してほしくなかった。しかし、出版社の見識で出版をした。匿名である。そのような本が出され、図書館としては対応に困る事例ではないかと思えます。とくにどのようなとき困るのかと言いますと、「その本を購入してくれ。そして、自分が読みたいのだ」というリクエストが出たとき、どのような対応をされるのだろうか、実は非常に気になっていまして。とくに県立長野図書館の場合は、他の公共図書館や市町村の公民館等にも、いろいろな意味で影響があるのではないかと。

そのときに一番懸念したことは、館長の言うことと、それから館員の方、課長のおっしゃることがみんなそれぞれに違っていたら、図書館にリクエストが来たとき困るであろう。それからもう1点は、図書館選定委員会があって、そこで選定をしてという話にはなると思うのですが、要求した側、つまり、市民・県民の側からすれば、図書館の直接的な窓口にいる方が図書館なのです。それは、もちろん館長がいれば館長だし、司書の方がいれば司書。そのようなとき、どのように対応をされるのだろうかということを、これは協議会の直接的な話題ではないかもしれませんが、ちょっと参考のために教えていただければありがたいのですが。

(平賀館長)

実は、読売新聞に、全国の県の対応が、7月10日の朝刊に載っています。

(玉城会長)

失礼しました。

(平賀館長)

いや、ちょっと誤報なのですけれども、県・政令都市の公立図書館の対応の中で、長野県は「閲覧・貸し出しをしない」という形でくくられてしまったのです。それで、県立長野図書館としては、各県内の市町村図書館に対して県立図書館の対応についての説明を、即日、その日のうちにご案内申し上げました。

それで、日本図書館協会からも、「今回、あえてこの『絶歌』の件について声明を出すことは、むしろ問題ではないか」などという指摘もあったのですけれども、今までの、いわゆる図書館資料の収集・提供あるいは図書館の自由に関する宣言についての再確認というものが出ているのですが、県立長野図書館としても、基本的には、それは同じ考えです。

その中で、例えば人権、またはプライバシーを侵害するもの、わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの、寄贈者が公開を拒否するものに限り、その提供が制限されることがある。ただし、それが頒布差し止めの司法判断があること、それが図書館に通知されていること、それから、被害者なり債権者が図書館に対してそのことを個別に求めた場合であることが、日本図書館協会が提示している閲覧開示制限をする要件になっているわけです。

基本的にわれわれも同じ考えです。一部の、神戸の被害者の住んでいる近くの図書館においては、被害者の感情に配慮し、公開しない、あるいは購入しないという判断をしたところもあったようですが、基本的に全国的に、今、申し上げたような司法的な判断であったり個別の請求であったりということがない限り、それを買わない、閲覧制限をするなどという判断はしないということが、図書館の原則であります。それで、「当館もまったく同じですよ」ということを、「長野県は閲覧・貸し出しをしない」という報道がありましたので、その日のうちに、県内の市町村立図書館には、「そのような原則で動いている。各図書館は、各図書館の選書判断で扱うように」という案内はしました。

そのような意味では、買うかと言われますと、今のこの図書館の予算の中で、選定を検討するところにも入らないのが、実は今回の本です。例えば、ルポルタージュや小説は、実はお金がないので、当館は買えないわけです。それも受賞作などに限って収蔵するという形になっていますので、今回の本は、通常の選書手続きの中には引っかかってこない本ということになります。

したがって、仮定の問題として、例えば「寄贈されたらどうするの？」というような仮定でしか話ができないことではあるのですが、原則は今申し上げたように、とくにそれをとどめる理由はないということが現在の当館の一致した見解です。このあたりは、これがいろいろな報道で話題になった時点で、選書委員を含め、議論をし、そのような方向で行くという結論を出していますので。

(玉城会長)

森泉さん、それで。

(森泉委員)

はい。今月の17日でしたか、館長の研修会があったときにも、ちょうどその話題にも触れ、確かそ

のとき来ていた館で7館でしたね、購入して閲覧しているということで。

小諸はまだ購入をしていません。選書委員会でも非常にもめています。リクエストも1件ありました。ただ、買うに値するかどうかというところがあって、具体的なやり方として、「まず買って読んでみたらどうだ。それから判断したらどうだ」という話をしていますが、「それを公費で買うのはどうだ」というところもあって、そのようにまだもめているところです。

ただ、私が思うには、このようにして一つ話題になって、図書館職員がどのようにこれから考えていくのか。われわれも今回、新図書館をつくるにあたり、条例の中に、「図書館は市民の知る自由を守り」という条文を載せてありますので、当然皆さんに提供することが仕事だと思っていますけれども、やはり予算の関係上、なんでもかんでも買えるわけではないという中で、いろいろな感情が渦巻いているものも、確かではあります。ただ、それをどのように図書館職員として処理をし、皆さんにこの、知る自由を守ってもらうのかというところを議論するいい機会だと思っているので、私個人とすると、公費で買ってでも教材として読んで議論をしていきたいというところですが、まだその手前のところでもめています。もめることは非常にいいことだと私は思っている。図書館職員は、いろいろと考えさせてもらえるのではないかと思います。

(平賀館長)

図書館費で買ってしまったら、「なぜ閲覧させない」という話になってしまいますね。

(森泉委員)

そうなのです。

(平賀館長)

それはあるでしょう。

(森泉委員)

非常に難しいところです。

(玉城会長)

難しい問題です。では情報をどこまで全体に公開するのか、あるいは非公開にすべきなのか。それは今後、それこそ一番大きな役目を担っていく図書館の役割だと思うのです。

(小林委員)

読売新聞に出た時点で、もう私はずっと、県立長野図書館は、その出た立場として進んでいくのかと思っていましたので、今日初めてこの話を聞きまして。ということは、読売新聞を見た普通の一般の方は、もうすべてそのような形で県立長野図書館の立場をとらえているとは思いますが。

(平賀館長)

そうですね。

(小林委員)

その書類が回ったところは、図書館だけであって。

(平賀館長)

一般の方には行っていません。

(玉城会長)

そのへんはどうですか。やはり信濃毎日新聞で「違うよ」というように。

(小林委員)

そうですね。千曲市の図書館は、買うといいますが、もう皆さんに貸し出しをしまして。要するに、「本屋さんで売っている本については、同じではないか」という立場だそうですね。千曲市は購入し、貸し出しをしています。

(平賀館長)

このように話題にならなければ、それは、選書する合議の中で、例えば人種差別を助長するような本が最近たくさん出ていますけれども、「そのようなものは選ばない」などと、普通に議論をして決まってくるものなのだと思います。このように大きく取り上げられてしまったから、「では、この本を買うの？ 買わないの？」というところは、ふだんのわれわれのものを選ぶ作業とは少し違う側面です。そのときに、ですから、少しずつれるようですが、原則論を繰り返し申し上げるしかないのです。

(小林委員)

そうですね。

(平賀館長)

ええ。

(玉城会長)

わかりました。ありがとうございました。

では、予定では4時まででしたが、これで出尽くしたというように考えてよろしいでしょうか。一応これで議事を終了させていただきたいと思います。

(平賀館長)

はい。では、最後にもう1回。先ほど少し申し上げましたけれども、学校図書館法の一部改正についてのシンポジウム。図書館協会の主催ですが、8月11日の1時半から、ここで開催がありますので、学校の方には案内が行っているかと思うのですけれども、よろしければ、興味あるような方にちょっとお声がけをいただければと思います。以上です。

(玉城会長)

では、議事は、これで終了です。

(山内次長)

はい。暑い中、長時間にわたって審議をいただき、ありがとうございました。

先ほど山口委員から、このような事業の進め方をおして、今年の第2回の協議会の方で成果を見ていければ良いかという話がありました。それに向かい、また職員一同、頑張っていきたいと思えます。

以上をもちまして、第1回の協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(平賀館長)

ありがとうございました。